

【配偶者の年間収入(※1)が 130 万円未満の場合】

## 扶 養 申 立 書

妻\_\_\_\_\_は、年間収入が約\_\_\_\_\_万円で  
私が扶養しておりますので、扶養親族として認  
定くださる様申立いたします。

なお、今後年間収入が 130 万円を超える場合  
には、直ちに届け出ます。

令和 年 月 日

(自筆) \_\_\_\_\_

※必ず氏名は、本人の自筆で作成願います。

国立大学法人大分大学長 殿

※1：給与所得（通勤手当・賞与を含む）、事業所得、農業所得、年金、恩給、利子配当、  
雇用保険金、不動産所得などが含まれます。